

危険な踏切の解消に向けた取り組みに対する財政支援等を求める意見書

国土交通省では、平成28年に踏切道改良促進法を改正し、「開かずの踏切」や歩道が狭いなど危険な踏切道や渋滞の原因となる踏切道について、国土交通大臣が指定を行い、関係機関が具体的な対策を検討することとした。

道路管理者と鉄道会社は対策を講じなければならないが、事業の推進には国からの財政的な支援が不可欠である。

よって、政府においては、危険な踏切の解消に向け、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 道路管理者と鉄道会社が講じる対策について、十分な財政上の措置を講じること。
- 2 まだ改正法による指定を受けていない危険な踏切について、速やかに指定を行い、危険な踏切の解消に向けた取り組みを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 殿
総 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣

座間市議会議長 京 免 康 彦